

平成19年 第1回沼田町議会定例会会議録 (2日目)

平成19年 3月16日(金)

午後 3時06分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	杉 本 邦 雄	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	4 番	久 保 寛	議 員	5 番	津 川 均	議 員
	6 番	山 田 英 次	議 員	7 番	上 野 敏 夫	議 員
	8 番	絵 内 勝 己	議 員	10 番	中 村 保 夫	議 員
	11 番	野 道 夫	議 員	12 番	橋 場 守	議 員
	13 番	大 沼 恒 雄	議 員			

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 西 田 篤 正 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	藤 間 武 君		
総務課長	金 子 幸 保 君	地域開発課長	生 沼 篤 司 君
財政課長	辻 山 典 哉 君	農業振興課長	矢 野 潔 君
住民生活課長	辻 広 治 君	建設課長	神 憲 彦 君
和風園園長	浅 野 信 行 君	旭寿園園長	橋 英 則 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 松 田 剛 君 次 長 金 平 嘉 則 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 谷 口 勲 君 書 記 斉 藤 真 二 君

(開 会 宣 言)

○議長（吉田好宏議長）ただいま定足数に達しておりますので、これより、2日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、上野議員、8番、絵内議員を指名致します。

(予算等審査特別委員会報告)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、予算等審査特別委員会の審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。杉本委員長。

(杉本委員長登壇)

○委員長（杉本邦雄委員長）予算等審査特別委員会審査報告、本委員会に付託された次の事件について、審査が終わりましたので、会議規則第77条の規定により報告致します。

〔以下、審査報告を朗読〕

○議長（吉田好宏議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。ただ今議題となっております条例案2件、予算案8件、計10件の議案につきましては、全員による特別委員会で審査したものであります。従いまして、委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。それでは、討論、採決に入ります。討論、採決は付託された議案について、それぞれ1件ずつ討論、採決を致します。それでは、討論、採決を致します。

(一 般 議 案)

○議長（吉田好宏議長）議案第8号 町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採

決致します。お諮り致します。議案第 8 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第 11 号。沼田町公共下水道条例の一部を改正する条例について。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 11 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第 17 号 平成 19 年度沼田町一般会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 17 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第 18 号 平成 19 年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 18 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第１９号 平成１９年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第１９号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第２０号 平成１９年度沼田町国民健康保険特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第２０号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第２１号 平成１９年度沼田町介護保険特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第２１号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第２２号 平成１９年度沼田町老人保健特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第２２号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第２３号 平成１９年度沼田町公共下水道特別会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第２３号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）議案第２４号 平成１９年度沼田町水道事業会計予算について、これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第２４号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第３ 議案第９号 沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第９号 沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成１９年３月１２日提出、沼田町長名でございます。

改正の条文の内容につきましては、省略をさせていただきますが、改正の理由について説明をさせていただきます。

昨年、１８年６月に成立致しました学校教育法の一部を改正する法律により、盲学校・聾学校・養護学校を障害種別を超えた特殊支援学校に一本化されたことから、本条文中の文言についても、これに併せて整理をしたものでございます。以上で説

明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。はい12番。

○12番（橋場 守議員）12番。これで見ると、ただ法律が変わって、色んな盲学校・聾学校等々の学校名が特別支援学校ということになったのだけれども、自立支援法の一部負担の関係できましたよね。障害者の自立支援法によって、原則1割負担ができたのだけれども、この学校に入学するにあたっては、それらは全然連動しないのですか。ちょっと教えて下さい。

○住民生活課長（辻 広治課長）学校の入学につきましては、これについては自立支援法とか障害者、これとは全く別のものでありまして、養護学校とか義務教育で養護学校もありますし、それから高等養護学校とかというのがありますので、学校教育の部分、それから自立支援と、これが障害者のこの医療につきましては、全く別のものがございます。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第9号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第4 議案第10号 沼田町特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長（橋 英則園長）議案第10号 沼田町特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について。沼田町特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例を提出する。平成19年3月12日提出、沼田町長名でございます。

内容につきましては、省略させていただきますが、提案理由でございますが、平成17年の障害者自立支援法の制定に伴いまして、指定障害者福祉サービス事業者としての指定を受けるための設置条例が必要であり、事業の種類及び定員を改正するものであります。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑あり

ませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第10号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第5、議案第13号。北空知衛生施設組合規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。提案説明を求めます、住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第13号、北空知衛生施設組合規約の一部を変更する規約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北空知衛生施設組合規約を次のとおり変更する。平成19年3月12日提出、沼田町長名でございます。

変更する条文の関係については、省略をさせていただきます、変更の理由を申し上げます。昨年、公布されました地方自治法の一部を改正する法律により、平成19年の4月1日から「助役」が「副市町長」、「収入役」を廃止して「会計管理者」を置くこととされ、また、「吏員」と「その他の職員」の区別が廃止されたことにより、本組合の規約もこれに基づき変更を致すところであります。審議の方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第13号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第6、議案第14号。北空知衛生センター組合規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。提案の説明を求めます、住民生活課長。

（「説明省略」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第14号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第7、議案第15号。深川地区消防組合規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。提案説明を求めます、総務課長。

（「説明省略」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第15号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第8、議案第16号。北空知広域水道企業団規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。提案説明を求めます、建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）議案第１６号、北空知広域水道企業団規約の一部を変更する規約について、地方自治法第２８６条第１項の規定により、北空知広域水道企業団規約を次のとおり変更する。平成１９年３月１２日提出、町長名でございます。

条文の変更につきましては、お目通しいただきたいと思いますが、今回の規約の変更につきましては、地方自治法の改正によりまして、平成１９年４月１日から吏員制度が廃止されることに伴いまして、変更するものとなっておりますので、よろしくご審議の程お願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第１６号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第９、議案第２５号。公平委員会委員の選任についてを議題と致します。提案説明を求めます、町長。

○町長（西田篤正町長）議案第２５号、公平委員会委員の選任についてでありますけれども、現委員であります横山峯生氏が健康上のご都合によりまして、辞任の届け出があり承認をさせていただきました。

従いまして、下記の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第９条の２第２項の規定によって議会の同意を求めるものであります。提案する方につきましては、記、住所 沼田町字高穂２１６番地、お名前は大三島 茂、昭和１８年８月１７日生まれ、６３歳であります。

平成１９年３月１２日提出でありますけれども、大三島 茂様につきましては、昭和３７年３月に道立の沼田高等学校を卒業されまして、直ちに農業に従事され、その後、北いぶきの様々な役員を経験され、現在は道立の沼田高等学校の同窓会長として地域からの非常に信望を得ている方でありまして、識見、人格共に公平委員として適任と思い、推薦をさせていただきますので選任をお願いしたいというふうに思います。よろしくどうぞお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。議案第25号は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第10、同意第1号。固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます、町長。

○町長（西田篤正町長）同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありますけれども、現委員であります杉原義信氏の任期満了、平成19年3月24日の満了によりまして、下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので地方税法第423条第3項の規定によって議会の同意を求めるものであります。

提案させていただきます方につきましては、住所 沼田町旭町3丁目4番16号、お名前は橋本 寛、昭和17年7月30日生まれ、64歳であります。平成19年3月12日提出、沼田町長名であります。

橋本 寛様につきましては、昭和38年に道立沼田高等学校を卒業されまして、直ちに沼田町商工会に勤務され、沼田町商工会の事務局長、経営指導員として平成15年3月の定年退職まで勤められた方でありまして、識見、人格共に固定資産評価審査委員として適任ということでご提案申し上げますので、よろしく同意を賜りたいというふうに思います。よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。同意第1号は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意

することに決しました。

ここで暫時、休憩を致します。

休憩 15時28分

再会 15時29分

(議事日程の追加)

○議長（吉田好宏議長）再会致します。議事日程の追加についてお諮り致します。ただ今、議案第26号、選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について、外4件について追加案件が提出されました。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第11、議案第26号、選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について。日程第12、発議第1号、沼田町議会会議規則の一部を改正する規則について。日程第13、発議第2号、沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例について。日程第14、請願第1号、上限関税反対などWTO農業交渉に関する請願について。日程第15、請願第2号、日豪FTA／EPA交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する請願について。以上、日程に追加することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第11 議案第26号 選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第26号 選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について。選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成19年3月16日提出、町長名でございます。

この関係につきましては、第3条で字数制限を500字というふうに決めてございましたが、平成10年の裁判事例等によりまして字数制限を削除するものでございます。そのため、第2項、第3項を削除するものでございますので、よろしくご審議の程、お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第26号は、原案のとおり決することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１２ 発議第１号 沼田町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題と致します。ここで提案者の説明を求めるところですが、この際、説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。説明を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。発議第１号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１３ 発議第２号 沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。ここで提案者の説明を求めるところですが、この際、説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。説明を省略することに決しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。発議第２号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

（請願の一括審議）

○議長（吉田好宏議長）請願の一括議題についてお諮り致します。この際、日程第14、請願第1号から、日程第15、請願第2号まで一括して議題に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第1号・2号を一括して議題とすることに決しました。

議長よりお諮り致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第1号・2号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。ここで、紹介議員より説明を求めるところですがこの際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第1号・2号を採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって請願第1号・2号は、採択すべきものと決しました。

（議事日程の追加）

○議長（吉田好宏議長）議事日程の追加についてお諮り致します。ただいま採択されました請願に伴う、意見書案等6件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第16、意見案第1号 上限関税反対などWTO農業交渉に関する意見書案について。日程第17、意見案第2号、日豪FTA／EPA交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する意見書案について。日程第18、意見案第3号、公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の安心・安全の確立を求める意見書案について。日程第19、意見案第4号、後期高齢者医療制度の充実を求める意見書案について。日程第20、意見案第5号、特定健診・特定保健指導に関する意見書案について。日程第21、意見案第6号、雇用保険の特例一時金の削減に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める

意見書案について。以上、日程に追加することに決しました。

(意見案の一括審議)

議長（吉田好宏議長）意見案の一括議題についてお諮り致します。この際、意見案第1号から第6号を一括して議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第1号から第6号は一括して議題とすることに決しました。

提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略することに決しました。

意見案第1号から第6号を一括して採決いたします。お諮り致します。意見案第1号から第6号は、原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって意見案第1号から第6号は、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

(閉会宣言)

○議長（吉田好宏議長）以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了致しました。ただいま、西田町長より挨拶の申し出がありますので、これを許します。

○町長（西田篤正町長）一言、お礼のご挨拶を申し上げたいというふうに思います。

平成19年第1回の定例会、ご提案申し上げました全議案をご承認賜りましたことを、先ずもってお礼を申し上げたいというふうに思いますし、併せて、この4年間、吉田議長さんを中心に議員各位におかれましては、大変なご指導とご協力を賜りましたことを厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

非常に厳しい地方の時代の中で様々な懸案事項がありました。多くの議論の中で適正な処理をいただいたということも重ねてお礼を申し上げたいというふうに思っておりますし、それぞれの議員の皆さん方が良識のある判断で町民のためのご意見をいただいたことについても、心から感謝とお礼を申し上げたいというふうに思っております。

この任期を最後にご勇退される議員もいらっしゃるというふうにお聞きしておりますし、また再度、挑戦をされるという議員の皆さん方もいらっしゃるようにお伺いをさせていただいておりますが、ご健闘をお祈りすると共に、如何なる立場にな

ろうとも、この沼田町の影ながらの大きな支えになる指導者としてご尽力をいただければというふうに思っているところであります。

いずれにしましても、これからもまた、厳しいそれぞれの選択が迫られる町政でありますけれども、私共もこれからまた、一所懸命そういう面での勉強をさせていただきながら、それぞれまた、それぞれの立場で町政の執行に携わるような場面があるというふうに思っているところでありますけれども、いずれにしましても、この４年間、本当にお世話になりましたことを心から重ねてお礼を申し上げまして、この４年間の最後の定例会にあたってのご挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（吉田好宏議長）これにて、平成１９年第１回沼田町議会定例会を閉会を致します。本当にありがとうございました。

１５時４１分 閉 会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員